

企業・経済法制委員会（稲野和利委員長）意見書

「独占禁止法における審判制度についての意見」

—公正取引委員会が担う役割と審判制度の意義—

企業・経済法制委員会（稲野和利委員長）は2008年11月27日、意見書を発表した。

わが国が将来にわたって発展を続けていくためには、市場による最適配分を通じた経済の活性化が不可欠である。すなわち、透明性が高い自由な市場において、プレーヤーが健全な競争を行うことで絶えざるイノベーションが生み出され、それが消費者利益の向上をもたらす経済

を発展させることになる。ただし、その前提として、市場には、プレーヤーが守るべき共通のルールと、ルール違反がないかどうか市場全体を監視する機能が備わっていなければならない。その重要なルールのひとつが独占禁止法であり、市場を監視する役割を担う機関が公正取引委員会である。

公取委の審判制度は、国会で廃止も含めた大幅な改変を迫ら

れる可能性がある。審判制度の是非については、中・長期的に国民経済の利益を実現する見地から、慎重に議論を進めるべきであり、審判制度の廃止が、当事者たる企業、さらには消費者、国民にとって真に有益かどうかを熟考する必要がある。こうした問題意識から、国民的議論を喚起すべくより公明正大な審判制度への提案も含めて意見表明を行った。

意見書の概略

I 審判制度についての現状認識

われわれは、課徴金の引き上げ等、違反行為に対する抑止力を高める一連の法改正に賛同してきた。このような立場から2006年意見書において、審判制度を公取委から独立した機能として位置付けるか、もしくは、地方裁判所と審判制度との選択制を採ることを前提に、不服審査型審判方式を支持した経緯がある。しかし、現行の不服審査型は、迅速な処分による競争状態の早期回復等、法執行の実効性を高めた点で評価できるが、排除措置命令などが出されるまでの事前の手續保障については一歩後退している。

II 今後の審判制度の在り方

● **意見1：**
審判制度は、必要な改善を行った上で、「事前審査型」審判方式に改めるべきである。

1. 審判制度の意義

独禁法上の審判制度は、公取委による行政処分の公正を確保するため、準司法的手續を採用している。審判制度の特長としては、①複雑な経済問題に関する専門的知見の蓄積に寄与し、ルール・メイキング的機能を果たしてきたこと、②被審人に主張・立証の機会を付与し、適正手續を保障していること、③幅広い事項を柔軟に審理することにより、経済実態を踏まえた公正な審決をなし得ることから、複雑な経済紛争を解決する上で合理的であること、などが挙げられ、これらは国際的にも評価されている。

2. 現行「不服審査型」審判方式の問題点

今後も課徴金の増額や適用範囲の拡大が行われる方向にあることから、現行の不服審査型を維持した場合に、①行政処分の前には、意見申述・証拠提出の機会という簡易な事前手續が置かれるのみで、適正手續の確保が不十分となる可能性があること、②行政処分を決定した公取委に対して不服を申し立て、公取委自らが審判を行う仕組みであるため、公正性・中立性に対する疑念が一層高まる懸念があること、等から問題なしとはしない。

Ⅲ 経済同友会が提案する新たな審判制度「修正事前審査型審判方式」

● **意見2：**
新たな審判制度「修正事前審査型審判方式」では、かつての事前審査型審判方式の問題点を改善するために、以下の措置を実施する。

1. 審判官の独立性・中立性を担保する

法律によって審判官の職務の独立性を一層明確に定めた上で、以下の事項を実現すべきである。

- ① 審判官と審査官との間に人事異動が生じない仕組みを設ける。
- ② 合議体を構成する審判官3名のうち、2名を、公取委職員以外の法曹資格者、企業経営に精通した経済実態に明るい人材、学識経験者等から指定し、過半数を公取委職員以外とする。
- ③ 審判長は、必ず公取委職員以外の法曹資格者が務める。
- ④ 公取委が審判官の作成した審決案と異なる審決を行う場合には、書面にて理由を付す。

2. 審判の迅速化を図るべく 審判手続や審判運営方法を抜本的に見直す

- ① 被処分者の合意を基礎とする略式手続（勧告及び同意審決）を再び採用し、加えて、一部同意の場合も柔軟に対応する。
- ② 各審決（勧告審決、同意審決、審判審決等）に処分減免的効果（課徴金減額、指名停止期間の短縮等）を付与する。
- ③ 課徴金納付先送りを企図した審判を防止するため、排除措置に関する審判手続と課徴金納付に関する審判手続を、原則として併合して行う。

3. 競争状態を早期に回復すべく 緊急停止命令の運用を柔軟に行う

公取委と裁判所は、緊急停止命令を有効に活用し、競争状態の早期回復を実現できるよう運用を改善する。

4. 審判制度とは別に地方裁判所に取消訴訟を提起し得る途を拓く

排除措置勧告（又は課徴金納付通告）の後、勧告等に応諾で審判請求をしない場合に、公取委は行政処分を出し、その後地裁へ取消訴訟を提起し得る途を拓く（その場合、リニエンシー、処分減免措置は不適用）。

5. 審査手続段階の防御権を強化する

- ① 供述録取の際の弁護士同席等を認める。
- ② 勧告理由を企業に対し明確に示すとともに、違反行為を基礎付ける証拠を原則として開示する。

